

特定歴史公文書等の保存、利用 及び廃棄に関するガイドライン の改正について（概要）

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン (平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年1月25日一部改正)

1. 概要

- 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第27条第1項の規定に基づき、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が法の規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(「利用等規則」)を設けなければならないこととされている。
- 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」においては、国立公文書館等の長が定める「利用等規則」の規定例を示すとともに、当該規定の趣旨・意義や特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄を行う際の実務上の留意点を「留意事項」として示している。

2. 項目

第1章 総則

第2章 保存等

第1節 受入れ(行政機関又は独立行政法人等からの受入れ、寄贈・寄託された文書の受入れ、著作権等の調整)

第2節 保存(保存方法等、複製物、個人情報漏えい防止のために必要な措置、目録の作成及び公表)

第3章 利用

第1節 利用の請求(利用請求の手続、利用請求の取扱い)

第2節 利用の促進(簡便な方法による利用等、展示会の開催等、特定歴史公文書等の貸出し、原本の特別利用、レファレンス)

第3節 移管元行政機関等の利用(移管元行政機関等の利用)

第4節 利用時間及び休館日(館の開館)

第4章 廃棄(特定歴史公文書等の廃棄)

第5章 研修(研修の実施)

第6章 雑則(保存及び利用の状況の報告、紛失等への対応、利用等規則の備付等、実施規程)

(参考)国立公文書館等の一覧

(令和6年4月1日現在)

- 独立行政法人国立公文書館
- 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
- 外務省大臣官房総務課外交史料館
- 国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室
- 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室
- 国立大学法人筑波大学アーカイブズ
- 国立大学法人東京大学文書館
- 国立大学法人東京外国語大学文書館
- 国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室
- 国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室
- 国立大学法人京都大学大学文書館
- 国立大学法人大阪大学アーカイブズ
- 国立大学法人神戸大学大学文書史料室
- 国立大学法人広島大学文書館
- 国立大学法人九州大学大学文書館
- 日本銀行金融研究所アーカイブ

(参考)「国立公文書館等」について(公文書管理法第2条第3項)

根拠条文	施設の名称
公文書等の管理に関する法律第2条第3項第1号の規定に基づく国立公文書館等	独立行政法人国立公文書館
公文書等の管理に関する法律施行令第2条第1項第1号の規定に基づき国立公文書館等として宮内庁長官が指定した施設	宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
公文書等の管理に関する法律施行令第2条第1項第2号の規定に基づき国立公文書館等として外務大臣が指定した施設	外務省大臣官房総務課外交史料館
公文書等の管理に関する法律施行令第2条第1項第3号の規定に基づき国立公文書館等として内閣総理大臣が指定した施設	国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室 国立大学法人筑波大学アーカイブズ 国立大学法人東京大学文書館 国立大学法人東京外国語大学文書館 国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室 国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室 国立大学法人京都大学大学文書館 国立大学法人大阪大学アーカイブズ 国立大学法人神戸大学大学文書史料室 国立大学法人広島大学文書館 国立大学法人九州大学大学文書館 日本銀行金融研究所アーカイブ

特定歴史公文書等ガイドラインの課題と改正案のポイント

第2章 保存等 第1節 受入れ

【課題】

令和4年の施行令改正により、外務省の一定の行政文書ファイル等を国立公文書館に移管可能とする仕組みにしたが、これに相当する行政文書ファイル等で既に外交史料館に移管されたものについて管理換えの規定が未整備。

【ガイドライン改正案のポイント】

施行令の協議により外務大臣から国立公文書館に移管される場合、内閣総理大臣との合意により既に外交史料館に移管された文書を管理換えできることを明記。あわせて対象文書及び手順の定めについて規定。

改正後	改正前
<p>第2章 保存等 第1節 受入れ</p> <p>《留意事項》 ＜行政機関や独立行政法人等からの受入れ＞ ○ <u>公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)第10条第2号の協議により外務大臣が独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館に移管することとした行政文書ファイル等に相当するものが同令第2条第1項第2号で指定された施設(外務省大臣官房総務課外交史料館)に既に移管されている場合には、外務大臣と内閣総理大臣の合意により国立公文書館の設置する公文書館に管理換えを行うことができる。管理換えの対象となる特定歴史公文書等及び管理換えの手順については、外交史料館長が国立公文書館長と協議して定めることとする。</u></p>	<p>第2章 保存等 第1節 受入れ</p> <p>《留意事項》 ＜行政機関や独立行政法人等からの受入れ＞ [加える]</p>

⑤外務省の行政文書を国立公文書館に移管可能とする仕組み【第10条】

令和3年11月8日
第91回公文書管理委員会資料2-1
公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府
本府組織令の一部を改正する政令案（概要）

改正趣旨・内容

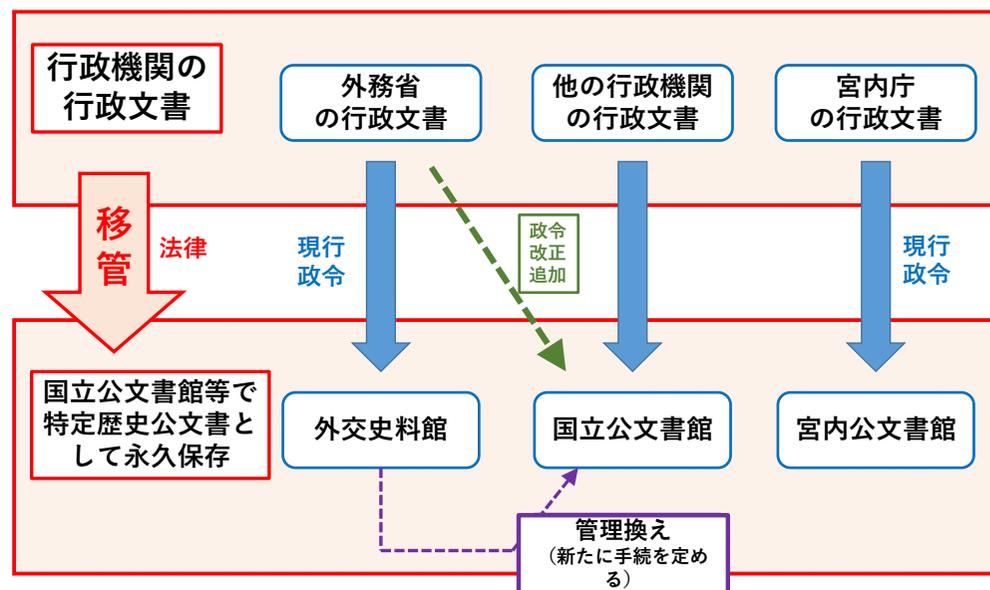
- 行政機関の行政文書は国立公文書館に移管されるのが原則であるところ、外務省の行政文書については、これまで外交史料館に移管することとされていた。今般、外務省が所管している戦前・戦後時期の外地整理関係の文書については、国立公文書館に移管することとした。
- そこで、外務省の行政文書であっても、外務大臣が内閣総理大臣と協議して定めるところにより、国立公文書館に移管することを相当と認める行政文書ファイル等については、同館に移管することとする。

<条文>

第十条 法第五条第五項の移管の措置は、国立公文書館の設置する公文書館への移管の措置とする。ただし、次の各号に掲げる行政文書ファイル等については、当該各号に定める移管の措置とする。

- 一 宮内庁長官が保有する行政文書ファイル等 第二条第一項第一号の規定により宮内庁長官が指定した施設への移管の措置
- 二 外務大臣が保有する行政文書ファイル等（外務大臣が内閣総理大臣と協議して定めるところにより、外務大臣が国立公文書館の設置する公文書館に移管することを相当と認める行政文書ファイル等を除く。） 第二条第一項第二号の規定により外務大臣が指定した施設への移管の措置

行政文書の国立公文書館等への移管の仕組み



施行期日

- 公布日施行。

(注) 本事項を含む改正公文書管理法施行令は令和4年1月26日施行済

特定歴史公文書等ガイドラインの課題と改正案のポイント

第3章 利用 第1節 利用の請求

【課題】

利用請求に係る特定歴史公文書等について、利用を希望する具体的な範囲が特定されている場合でも、当該範囲を対象として利用決定を行うことができる旨が明記されていない。

【ガイドライン改正案のポイント】

館は、利用請求への対応に係る各館の個別の事情を踏まえ、利用請求者において利用請求に係る特定歴史公文書等のうち利用を希望する具体的な範囲が特定でき、特定することが利用審査の効率化に資すると判断した場合には、当該範囲を対象として利用決定を行うことができる旨を明記。

改正後	改正前
<p>第3章 利用 第1節 利用の請求</p> <p>《留意事項》 ＜利用請求の手続＞ ○ <u>館は、利用請求への対応に係る各館の個別の事情を踏まえ、利用請求者において利用請求に係る特定歴史公文書等のうち利用を希望する具体的な範囲が特定でき、特定することが利用審査の効率化に資すると判断した場合には、当該範囲を対象として利用決定を行うことができる（当該範囲以外の部分には被覆して利用に供すること等が考えられる。）。</u>このため、利用請求書の標準様式において、利用を希望する具体的な範囲について任意の記載欄を設けておくことも考えられる。</p>	<p>第3章 利用 第1節 利用の請求</p> <p>《留意事項》 ＜利用請求の手続＞ [加える]</p>

特定歴史公文書等ガイドラインの課題と改正案のポイント

第3章 利用 第1節 利用の請求

【課題】

寄贈・寄託文書の中に行政機関等が作成したと思われる文書が含まれる場合、寄贈・寄託文書の利用決定に当たって、館が必要に応じて当該機関等に照会することもあるが、その旨が明記されていない。

【ガイドライン改正案のポイント】

寄贈・寄託文書の利用決定に当たって、館は必要に応じて、当該寄贈・寄託文書に係る行政機関等に対し、意見を求めるものとする旨を明記。

改正後

第3章 利用 第1節 利用の請求

《留意事項》

＜寄贈・寄託された文書の利用制限の設定＞

○寄贈・寄託文書の利用の制限を行う範囲、期間については、寄贈者・寄託者の意向を尊重して設定する（法第16条第1項第4号）。寄贈・寄託文書の場合、法第16条第1項第1号又は第2号に基づく利用制限は適用されないものの、当該文書に第1号又は第2号に相当する情報が含まれ得ることを考慮し、例えば、第三者に関する情報等、利用制限の範囲を誤らないよう、寄贈・寄託者の意向を踏まえながら、慎重に利用制限条件の設定を行うことが大切である。また、利用を制限する場合の期間については、法において「一定の期間」との規定がなされていることから、無期限ではなく、時の経過を考慮した上で、有期の期間を設定するものとする。利用決定に当たって、館は必要に応じて、関係する行政機関等に対し意見を求めるものとする。

改正前

《留意事項(第2章第1節 受入れ)》

○寄贈・寄託された文書(以下「寄贈・寄託文書」という。)の利用の制限を行う範囲、期間については、寄贈者・寄託者の意向を尊重して設定する(法第16条第1項第4号)。寄贈・寄託文書の場合、法第16条第1項第1号又は第2号に基づく利用制限は適用されないことから、例えば、第三者に関する情報等、利用制限の範囲を誤らないよう、寄贈・寄託者の意向を踏まえながら、慎重に利用制限条件の設定を行うことが大切である。また、利用を制限する場合の期間については、法において「一定の期間」との規定がなされていることから、無期限ではなく、有期の期間を設定するものとする。

特定歴史公文書等ガイドラインの課題と改正案のポイント

第3章 利用 第2節 利用の促進

【課題】

官報法令により、特定歴史公文書等のインターネットの利用による公開に当たり一定の配慮を行う必要のある場合が生じたが、こうした取扱いの追記が必要。



【ガイドライン改正案のポイント】

法令により、特定歴史公文書等を利用に供する際の条件等が定められている場合の取扱いについて追記。

改正後	改正前
<p>第3章 利用 第2節 利用の促進</p> <p>(簡便な方法による利用等) 第22条 館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第1節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>第3章 利用 第2節 利用の促進</p> <p>(簡便な方法による利用等) 第22条 館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第1節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>

特定歴史公文書等ガイドラインの課題と改正案のポイント

第5章 研修

【ガイドライン改正案のポイント】

【課題】

館は、移管元行政機関等の職員以外を対象として研修を行うこともできる旨、明記されていない。

館は、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要と考えられる場合には、法人等又は個人を対象として研修を行うこともできる旨を明記。

(注)法人等:法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。)(特歴ガイドライン第4条)

改正後	改正前
<p>第5章 研修</p> <p>《留意事項》 ＜研修の意義＞</p> <p>○例えば、地方公共団体等において公文書館が設置されている現状や今後の人材育成の必要性を踏まえれば、できるだけ多くの人に対して歴史公文書等の保存・利用に関する知見を身につける機会を提供する必要がある。したがって、こうした研修の実施に当たっては、可能な限り、受講対象者の門戸を広げることが望ましい。また、<u>館は、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要と考えられる場合には、法人等又は個人を対象として研修を行うこともできる。</u></p>	<p>第5章 研修</p> <p>《留意事項》 ＜研修の意義＞</p> <p>○例えば、地方公共団体等において公文書館が設置されている現状や今後の人材育成の必要性を踏まえれば、できるだけ多くの人に対して歴史公文書等の保存・利用に関する知見を身につける機会を提供する必要がある。したがって、こうした研修の実施に当たっては、可能な限り、受講対象者の門戸を広げることが望ましい。</p>

(参考)関連条文

○公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(抄)

第2条

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

第27条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第15条から第20条まで及び第23条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保存に関する事項
- 二 第20条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項
- 三 特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項
- 四 廃棄に関する事項
- 五 保存及び利用の状況の報告に関する事項

3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

※第15条(特定歴史公文書等の保存等)、第16条(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)、第17条(本人情報の取扱い)、第18条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)、第19条(利用の方法)、第20条(手数料)、第23条(利用の促進)、第24条(移管元行政機関等による利用の特例)、第25条(特定歴史公文書等の廃棄)、第26条(保存及び利用の状況の報告等)

○公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)(抄)

第2条 法第2条第3項第2号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 宮内庁の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
- 二 外務省の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
- 三 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

2 宮内庁長官、外務大臣又は内閣総理大臣は、それぞれ前項第1号から第3号までの規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。